

令和 6 年 6 月 2 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13530

研究課題名（和文）アメリカ労災補償法制の基本理念 - 排他的救済主義の意義と射程

研究課題名（英文）Basic Philosophy of the U.S. Workers' Compensation Legislation: Significance and Scope of the Exclusive Remedy Principle

研究代表者

地神 亮佑 (Jigami, Ryosuke)

大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授

研究者番号：80762038

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：アメリカに各州における労災補償法は、使用者に労災補償支払義務が発生する場合には、被用者からの不法行為に基づく損害賠償請求を免れるという排他的救済の仕組みを採用している。排他的救済は無過失責任を負う使用者を「保護」する仕組みであること、この排他的救済制度の存在により、不法行為に基づく多額の損害賠償責任を負わないように、使用者が積極的に労災補償の適用を求め、逆に被用者が自らの労働者性を否定するなど、通常の労働法適用とは逆の現象が生じていることが明らかになった。また、現代的課題として排他的救済の新たな課題として、職業性疾病への対応や雇用差別禁止法との調整があることが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従前から歴史的・理論的検討が行われてきた排他的救済制度について、法改正や判例法理の蓄積を踏まえ、制度創設後の展開と新たな課題について、現地実務家への聞き取り調査も踏まえ提示した点で新規性を有するとともに、複雑化し整序が必要な、わが国の労災保険法制と労働者の使用者に対する民事損害賠償との関係性について、一定の示唆を与えるものである。

研究成果の概要（英文）：Workers' compensation laws in the states in the U.S. adopt a system of exclusive remedy, which exempts the employer from tort-based claims for damages from the employee when the employer is liable to pay workers' compensation. (1) The exclusive remedy is a mechanism to "protect" the employer who is liable for no-fault liability, and (2) the existence of this exclusive remedy system has led to the opposite phenomenon from the ordinary application of labor laws, such as the employer actively seeking workers' compensation coverage to prevent liability for large damages based on tort actions and the worker, on the contrary, denying that he is an employee. In addition, as a contemporary issue, it was found that (iii) new issues for exclusive remedies include dealing with occupational diseases and coordinating with employment discrimination laws.

研究分野：労働法・社会保障法

キーワード：労災補償 労災保険 アメリカ

1. 研究開始当初の背景

わが国において、労働者が業務上の災害により損害を被った場合、労働基準法・労災保険法に基づき使用者の無過失責任を根拠に災害補償・労災保険給付が行われるが、当該業務上の災害が使用者の過失による場合(例えば、使用者の労働者に対する安全配慮義務違反に過失が認められる場合)、災害補償・労災保険ではカバーされない損害(逸失利益、慰謝料等)について労働者は別途使用者に民法上の損害賠償請求が可能である(併存主義)。これに対し、労災補償・労災保険給付が行われる場合には、仮に使用者に過失が認められるとしても、直接民事訴訟を行うことができない仕組み(排他的救済主義)を採用する国も珍しくない。こうした、一見労働者に対して不利益を課しているような制度について、それを採用する国ではどのように理解され、正当化されているのだろうか。

2. 研究の目的

本研究では、1の背景を踏まえ、すべての州の労災補償法において排他的救済制度を採用するアメリカ法の分析を行うことにより、排他的救済制度の理論的根拠を明らかにした上で、同制度のもとで、労災により発生する損害を関係当事者間(例えば、疾病発症の素因がある労働者と使用者間、被災労働者を使用していた複数の使用者間、労働者、使用者とそれ以外の第三者間)でいかに分担するべきか、また、実際に分担しているのか理論と実際を調査し、アメリカ労働法、社会保障法研究の発展に寄与するとともに、日本法への示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

排他的救済制度に関する理論的検討は、アメリカ労災補償法について、その歴史・理論およびアメリカ全体の州法・州裁判所判例の傾向について記述された基本文献の研究を中心に行う。次に、具体的な州法の規定内容・運用を調査するため、特にミシガン州の法令、判例を分析した後、実際に労災補償の支払や民事訴訟の提起される場面における実例、当事者等の認識を把握するために、ミシガン州の法律実務家への聞き取り調査を行う。

4. 研究成果

(1) 排他的救済主義の理論的根拠と現地実務家の認識

排他的救済主義

基本的文献(Larson's Workers' Compensation等)に共通した理解によれば、排他的救済主義の採用される根拠は次のとおりである。労災事故による損害が問題となっていた20世紀初頭、イギリスのコモン・ローを継受したアメリカにおける不法行為法のもとでは、被用者(労働者)が使用者に対し当該事故による損害賠償を請求するにあたっては、使用者の過失(義務違反)の立証が非常に難しいとされていた(とりわけ、被用者が雇用契約を締結する際にリスクを引き受けていたこと、同僚の被用者に過失があったこと、被用者自らに過失(寄与過失)があったことを理由に、請求が棄却されることが多かった)。他方で、使用者の側も、仮に過失が認められた場合、実際の損害額を超えた懲罰的損害賠償も含む多額の損害賠償責任を負う可能性がある。排他的救済制度は、こうした課題を有する被用者側と使用者側の互譲の結果として設計されたものであり、同制度のもとでは、一方で使用者は、業務に関連する労働者の負傷や死亡等に対し無過失責任(労災補償責任:損害の一部を補償)を負う一方で、不法行為法上の損害賠償責任を負うことを回避でき、他方で被用者は、損害の一部しか回復することができないが、使用者の過失の立証なしに労災補償を受けられる、という、いずれもメリット・デメリットを受け入れることになる。これは労災補償制度を成り立たせる制度の根本であるとされ、ニューヨーク州の労災補償法が憲法違反であるかどうか争われた連邦最高裁判所における判例(1917年)でも、使用者の労災補償支払義務は「それを合理的に正当化する代替物」、すなわち不法行為責任を免れる(損害の一部を補償するだけで足りる)という利益の提供がある限りにおいて、財産権侵害等の問題は生じないとされているのである。

上記のような理論的根拠については、わが国のこれまでの先行研究でもある程度は取り上げられてきた。これが現代においてもいわば当然のものとして受け入れられているかについては、2023年にミシガン州において行った現地調査において労災補償を専門とする弁護士2名(使用者側、被用者側)に聞き取り調査を行ったが、運用の仕方によっては時にアンフェアな事態も発生し得るが、基本的には制度の当然の前提という理解ということであり(もっとも、一般の被用者等には理解しづらい制度ではあるとのことで、別途調査として訪ねたカリフォルニア州の労災補償局の窓口職員は、排他的救済制度については無関知とのことであった)。むしろ日本において労災保険給付請求とは別途民事訴訟が認められるのは、労働者有利に過ぎるのではないかとの見解も示された。また、使用者(側)としては排他的救済制度の適用によって「保護されている」認識があり、争いの発生しそうなケースにおいては、積極的に労災補償を支払う方向に働くということで、近年わが国において指摘される、特に脳・心臓疾患や精神障害発症の業務起因性が争われるようなケースで「労災保険給付が認められると、連動して民法上の損害賠償請求も認められやすい」ことから使用者が労災給付の場面でも積極的にこれを否定する側にまわる、という事態を想起すると、紛争の早期解決という意味では、排他的救済制度に一定の意義が認められることがわかる。

排他的救済の及ぶ範囲

排他的救済制度の救済は、多くの州で同僚被用者にも及ぶとされる。その根拠は、基本的文献によっても、必ずしも明確ではないように思われる。一応、同僚被用者は労使の互譲に巻き込まれる、使用者の補償コストが同僚被用者に転嫁される可能性があることなどが指摘されている。現地実務家においても、必ずしもその根拠について関心が持たれておらず、当然の前提のように扱われているようだが、この点は今後さらに調査を進めたい。

以上については、関西社会保障法研究会で2021年7月に理論的部分につき、2023年11月に実態部分につき研究報告を行っており、2025年1月に『阪大法学』に成果を学術論文として公開することとなっている。

(2) 排他的救済制度の展開と現代的課題

排他的救済制度の展開について、研究開始当初は、使用者、被用者、第三者等における損害の分担という点に着目して研究を進める予定だったが(上記2)、現地調査も含む研究を進めるうち、そうした問題は、労災補償制度の創設時以降に起きた就業形態や経営形態の多様化、認識される災害の多様化、雇用差別禁止立法が進展する具体的場面において議論や判例が蓄積されていることがわかった。そこで、より具体的な上記変化に即した分析を行い、次の各点が明らかになった。主としてミシガン州法を取り扱う。

労災補償法上の「使用者」性の問題 労災特有の「逆転現象」の発生

排他的救済制度は、労災補償の支払を義務付けられる使用者を一方で「保護」する仕組みととらえられる(上記(1))。そこで、雇用契約上の直接の使用者以外の者が被災被用者から不法行為法上の損害賠償請求を受けた場合、自らが労災補償法上の「使用者」であることを主張することがある。具体的には、第一に、わが国の労働者派遣における派遣先事業主に相当する、被災被用者が具体的に労務を提供していた相手方に対する訴訟提起が考えられる。これに対し、ミシガン州最高裁は、経済的実態テストと呼ばれる基準を用い、実際に当該被用者を雇用していた使用者と問題となった会社との関連性という比較的緩やかな基準で、同会社の「使用者」性を肯定した。第二に、子会社と雇用契約関係にある被災被用者と親会社の関係が問題になる。同じくミシガン州最高裁で争われた事案で、被災被用者は、排他的救済の適用を受ける使用者は自らを雇用する子会社であると主張し、その親会社に対し不法行為法上の損害賠償請求を行った。ここでは、当該親会社側が、子会社は形式的には別会社であるが実質的には親会社の一部門にすぎないとする、いわゆる法人格否認の法理により、自らに「使用者」性があることを主張し、最高裁はこれを認めた。

これらの判例のほか、「被災した者が不法行為法上の損害賠償請求をするため、自らを被用者ではなく労災補償の対象とならない個人事業主であると主張し、これに対し、使用者が被用者性を主張するケースがある」とする現地実務家の話も加えることで、わが国で(に限らず世界的にも)課題となっている労働者の個人事業主化、企業のグループ化、外注などによって使用者が労働法の適用を否定する傾向に対し、排他的救済制度のもとでの労災補償制度においてのみ、逆転現象が発生しているという興味深い事態が発生していることが明らかになった。この現象の紹介は、今後の労働法・社会保障法における保障対象に対する研究に寄与するものといえる。

労災補償の範囲と不法行為法

労災補償はどうしても「政治的」に決定されることが多いことを、ミシガン州現地実務家は強調していた。比較的行政主導型で労災保険の給付範囲の拡大を行ってきたといえるわが国との差異をここで見出すことができる。一方、排他的救済制度の適用という場面で見ると、脳・心臓疾患や精神障害への労災補償適用について、興味深い現象がみられる。すなわち、州裁判所の判断による労災補償適用の拡大(業務起因性や、労働不能の認定など)に対し、州立法府がこれを制限するような法修正を行う場合、一方で不法行為法上の損害賠償請求が認められる(排他的救済制度の適用が否定される)ことが増える、という、必ずしも使用者が一方的に有利になるわけではない事態が生じているというのである(それでも、不法行為法上の賠償請求の難しさから、かなり使用者が有利な点は否めないが)(わが国において、労災保険給付が認められると損害賠償請求も認められやすくなる、と指摘される方向性とは、政策的にも逆となっていることがわかり、示唆的である。

雇用差別禁止法と労災補償

20世紀初頭に創設された排他的救済主義をとるアメリカ労災補償制度であるが、その後の雇用差別禁止法の発展との関係が問題となる。例えば、使用者のセクシュアル・ハラスメントによる精神的損害の発生に対し、州や連邦の雇用差別禁止法の存在により、排他的救済の適用が否定されるかどうか争われている。ミシガン州では、雇用差別禁止法の制定により先に存在する労災補償法が修正されたものと解し、排他的救済の適用を否定しているが、異なる解釈をとる州もある。この点に加え、障害者雇用差別についても問題となっているが、障害(労災の場面では労働不能)の定義の変化など、調整に関して興味深い論点も多く、さらなる検討が必要であることがわかった。

以上については、関西社会保障法研究会で2021年7月に理論的部分につき、2023年11月に実態部分につき研究報告を行っており、また、制度の現状、全体像については、労働政策研究・研修機構・労働政策研究報告書 No.205「労災補償保険制度の比較法的研究」アメリカ法部分において研究内容を公表しており、排他的救済制度に特化したより詳細な内容については、2025年1月に『阪大法学』に成果を学術論文として公開することとなっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 地神亮佑	4. 巻 No. 205
2. 論文標題 労災補償保険制度の比較法的研究 - ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題 第三章 アメリカ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働政策研究報告書	6. 最初と最後の頁 88-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山本陽太、河野尚子、河野奈月、地神亮佑、上田達子	4. 巻 269号
2. 論文標題 副業・兼業と労災補償保険制度：日・独・仏・米・英法の五ヶ国比較（特集 副業・兼業の新段階）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 16-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 地神亮佑	4. 巻 63巻1号
2. 論文標題 労災保険における特別加入について：個人事業主と労災保険との関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 24-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 地神亮佑	4. 巻 3巻1号
2. 論文標題 精神障害からの社会復帰と労災保険給付	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 産業保健法学会誌	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 地神亮佑
2. 発表標題 アメリカの労災補償における排他的救済の法理
3. 学会等名 関西社会保障法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 地神亮佑
2. 発表標題 アメリカ労災補償法における排他的救済の現代的課題
3. 学会等名 関西社会保障法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 地神亮佑
2. 発表標題 精神障害からの社会復帰と労災保険給付
3. 学会等名 第3回日本産業保健法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山本陽大・河野奈月・地神亮佑・上田達子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 労働政策研究・研修機構	5. 総ページ数 -
3. 書名 労災補償保険制度の比較法的研究 - ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------